

盛岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例について

1 廃止の趣旨

介護保険法（平成9年法律第123号）の改正及び経過措置の適用の終了に伴い、条例を廃止しようとするものである。

2 廃止を行う条例

盛岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

3 指定介護療養型医療施設の廃止内容

令和3年度介護報酬改定時に、当該施設サービスは令和6年3月31日が設置期限とされたことのほか、介護保険法（平成9年法律第123号）の改正及び経過措置の適用の終了に伴い、条例を廃止しようとするもの。

なお、平成30年に当該施設サービスの態様を継承するサービスとして、「介護医療院」が新たに創設され、本市における運営法人について、すべて介護医療院への転換が終了している。

4 議決日

令和6年1月29日

5 施行日

令和6年4月1日